



# 日刊 労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番  
(公) 043(222) 7207番}

94.9.30 No. 1070

# 館山・勝浦業務移管を撤回せよ!

動労千葉申第31号(申入書)に対する回答及び見解

平成6年9月29日  
千葉支社

1 12・3ダイ改において、館山運転区および勝浦運転区から京葉運輸区へ大幅な業務を移管しようとしていることについて、その根拠を具体的に明らかにされたい。

新型車両については、10月下旬に1編成、11月下旬に2編成導入されるが、現在配置されている車両が定期点検のため工場へ入場することとなっており、必要となる乗務員訓練が制約されるため、今回の乗務分担及び行路策定に至ったものである。

2 255系の特急行路を全て京葉運輸区に集中した場合、異常時の対応に重大な支障をきたすことになるが、この点について千葉支社の考え方を明らかにされたい。  
3 255系の運転拡大については、異常時対応を重視する観点から、館山運転区および勝浦運転区の乗務担当とすること。

異常時については、現行通りの対応体制で問題ないと考えている。

千葉支社は、一二・三ダイ改で、館山・勝浦運転区から京葉運輸区へ大幅な業務を移管しようとしている。とくに、今回増配備される二五五系の行路を全て京葉運輸区持ちとし、異常時に館山・勝浦運転区の運転士がハンドルを握ることができない運用を行なうなど、常識的には

千葉支社は、異常時の列車運行に重大な支障をきたすことになろうと、一切構わず、動労千葉演じるの労務政策の観点からのみ、この業務移管を強行しようとしているのである。千葉支社は、館山・勝浦運転区からの業務移管を直ちに中止せよー

動労千葉は、この問題について、業務移管の根拠を明らかにすること、異常時対応が重大な支障をきたすことについて考え方を明らかにすること、そして二五五系の運転拡大については開催されたが、回答は別掲のとおり、根拠らしきものひとつ明らかにすることもできないよう内容であった。

二五五系の特急行路を全て京葉運輸区持ちにする唯一の「根拠」として説明されのは、「車両の編入が十月下旬になり、乗務員訓練が制約されるため」ということだけである。しかし、過去の経緯を見ても、必要な乗務員訓練は、もっと困難な状況のもとでもやつてきたことだ。逆に千葉の行路を東京に業務移管するときは、特別列車まで仕立てて、まさに無謀な訓練を強行してきたではないか。仮に全員の訓練が終わらなくても、一定期間限定交番で回すことはいふらでもできることだ。こんなことが今回の業務移管の根拠になるなどあり得ないことである。むしろ、本当に訓練ができることがあるだけが根拠で、異常時の列車運行を無視した運用を組み、車両としているのだとしたら、

動労千葉は、この問題について、業務移管の根拠を明らかにすること、異常時対応が重大な支障をきたすことについて考え方を明らかにすること、そして二五五系の運転拡大については開催されたが、回答は別掲のとおり、根拠らしきものひとつ明らかにすることもできないよう内容であった。

また、異常時の対応について、業務移管の根拠を明らかにすること、異常時対応が重大な支障はない」「二五五系行路を全て京葉運輸区に持たせても重回答する始末である。一体これが運転関係の「プロ」の回答なのかな、常識を疑う他はない。組合側から、「双方の区の運転士がハンドルを握ることのできる運用を行なうのは業務上最低限のことではないのか?、少なくともその方がよりベターなことだけは確かではないか?」と質しても、それには一切答えようとしない。何度も「異常時対応は問題ない」と繰り返すだけなのだ。

結局、この日の団交ではつきりしたことは、やはり今回の業務移管が、労務政策のみを基準として策定されたということである。動労千葉は、「訓練など、直ちに館山・勝浦から京葉への業務移管を中止せよ」と強く申し入れ、この日団交を終了した。

一二・三ダイ改阻止に向けて、怒りも新たに、組織をあげて起

9月29日 支社団交

理由にもならぬ「理由」

管理者としての最低の資質がないということだ。その無責任さこそが責められなければならなくなるはずだ。

「何も支障はない」?

怒りも新たに、組織をあげて起